

きょうどう

2017年8月1日号

NO. 27

経営理念

- 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 地域と共に存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「復旧作業が続く菊池渓谷」

九州北部豪雨で被災されました皆様に
お見舞い申し上げます。

熊本地震から1年3ヶ月が経過した7月、今度は福岡県と大分県に豪雨災害が発生しました。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

九州を襲う大災害が頻発しています。普通の生活や営業を送れることがいかにありがたいことか身にしみます。私達は業務を通じて、被災された方々や事業に災害の影響を受けた方々へ、税務面などで復旧・復興のお手伝いができるよう努力してまいりたいと思います。

「ペーパーレス化」が叫ばれて久しい昨今ですが、電子データを含め事業をしていると毎年毎年増えてゆく資料の保存管理が悩ましい問題です。いつも処分できればさぞ楽だろうと思われることもあるでしょう。しかし、帳簿書類等の資料は、その種類によって保存期間が定められています。安易に処分すれば、税務調査の際などペナルティを受け本来納める必要のない税金を納めなければならなくなることもあります。

ところが、法律を執行する立場の行政が、国の重要な問題に関する資料について、「書類は破棄した」、「書類は存在しない」と言っています。あの財務省・文部科学省・防衛省の問題です。呆れとともに怒りが沸いてきます。

さらには、「共謀罪」法により私達市民への監視を強化しようというのです。逆に私達市民・納税者も行政のあり方や税金の使われ方をしつかり見ていく必要があるでしょう。
暑さ厳しき折、皆様体調にはくれぐれもお気をつけください。

社員・税理士 田中芳幸

消費税NO!! 消費税の大罪・大悪 (2)

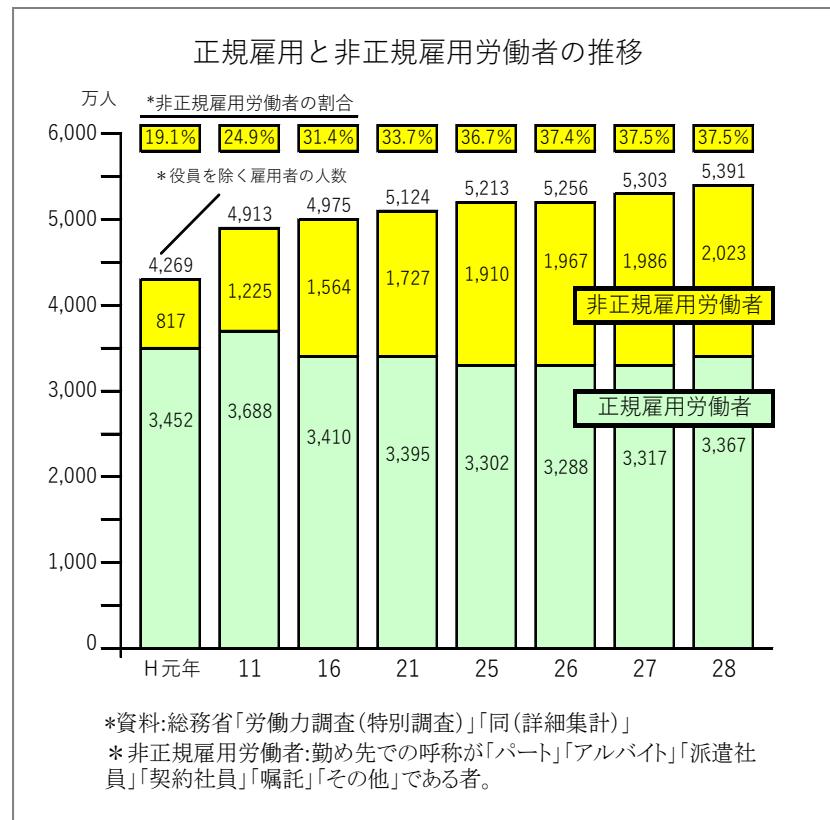
そもそも「消費税」はどういう税金か？！

4 大企業のリストラ推進税制

消費税は「付加価値」に課税され、最終的には消費者の負担になる大衆課税です。「付加価値」は税引後利益・支払利息・支払賃借料・人件費・租税公課などの合計額です。消費税の最大の課税対象は人件費（給与・賃金）です。

消費税は、売上の〈受取った消費税額〉から仕入・経費の〈支払った消費税額〉を差し引いて納税額を求めます。人件費は消費税の課税対象外（不課税）のため差し引きになりませんが、派遣や外注にすると差し引けるので、大企業は、正規雇用を減らして派遣労働者や請負会社に置き換えることによって、消費税負担を減らしているのです。

会社の部門や工場を外注化あるいは子会社化したり、そっくり派遣・請負に置き換えるまでになっています。消費税導入以来、雇用・労働力を単なる消耗資材視する風潮となった大きな要因といえます。消費税は、大企業のリストラをますます激しくさせています。



5 中小企業の営業破壊税～赤字でも納税に!!

消費税は利益の有無にかかわりなく、赤字であっても納税しなければなりません。売上げがあれば消費税納税が必要となる仕組みだからです。

業者の支払った消費税は、次の取引段階（売上）でその売上価額に上乗せして移転（転嫁）されることを予定していますが、その取引の際の力関係や取引慣行により消費税を受け取ることができない場合があります。法制上転嫁が保障されていないからです。取引先からの値引き強要（消費税額の切り捨て）など、小規模な事業者ほど消費税分を転嫁することが困難な状況があります。転嫁ができなければ、結局事業者が自腹を切って納税しなければならないことになります。

さらに納税のために、煩雑な帳簿の整理や納税事務を要請されており、また平成35年10月1日から導入が予定されている「インボイス制度」が実施されることになると、年間売上げが1,000万円以下の小規模事業者は、課税事業者との取引から排除され廃業に追い込まれることになりかねません。中小企業者にとって、納税負担とそのための事務処理負担を背負わされ、営業への大きなダメージとなって営業破壊につながる消費税であるということができます。

6 膨大な滞納を招く欠陥税制

国税のなかで最も滞納発生額の大きいのは消費税です。消費税の納税義務者である事業者は、上述のとおり売り上げがあれば赤字でも納税しなくてはなりません。そのため、本質的に滞納が発生しやすい欠陥税制なのです。

国税の滞納発生は徐々に減少傾向にあったのに、平成26年度にまた増加しています。これは全く26年4月から消費税の8%への増税で、消費税の滞納が再び増加に転じたことに起因しています。その結果滞納発生額の64%を消費税が占める状況となっているのです。

そもそも滞納を招く税金はまともな税金とは言えないものです。『払いきれない』事態が広がれば、『徴収』が強化されます。納税が強制されればそれで滞納がなくなるかというと、現実はそうはならず、事業者を苦しめ、倒産・廃業に追いやることになり、税制の破たんにもつながることになります。

税目別国税新規発生滞納額								(単位:億円)
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
滞納発生総額	7,477	6,836	6,073	5,934	5,476	5,913	6,871	
消費税	3,741	3,398	3,220	3,180	2,814	3,293	4,395	
消費税割合	50%	50%	53%	54%	51%	56%	64%	
申告所得税	1,355	1,264	1,233	1,133	1,145	1,128	1,169	
法人税	1,074	1,024	736	685	690	673	633	

*「国税庁統計年報書」をもとに湖東京至税理士作成を補足作成。三税以外は割愛。

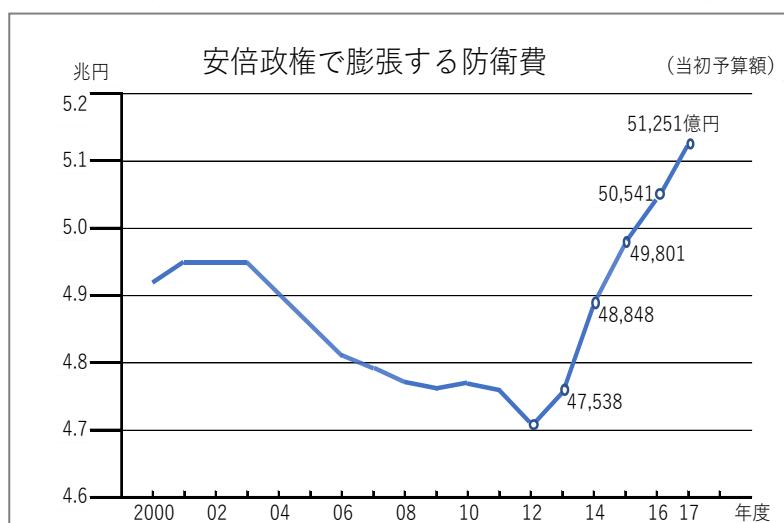
7 “憲法変えれば戦争税” 社会保障を破壊！

消費税はもともと「社会保障」のためとして制定され、その充実を口実として増税されてきました。ところが充実どころか社会保障改革の名のもとに、社会保障費（給付）の削減・抑制と負担の増加が進められているのが実態です。

一方、安倍政権になってから集団的自衛権の承認、安全保障関連法（戦争法）の強行採決（‘15.9.19）や自衛隊の海外派遣（N P O）など、アメリカとともに戦争する体制整備のため、防衛費（軍事費）が異常な増加を見せています。2016年度には5兆円を突破し、2017年度予算は51,251億円と過去最高となっています。軍拡路線による軍事費の増加とは対照的に、社会保障関係費は自然増を圧縮し削減される傾向にあります。

今安倍政権が目論んでいる『憲法改正』によって第9条が改悪・骨抜きにされたなら、自衛隊が軍隊となって大手を振って海外へ派兵されて、そのために必要な財源として一番有効なのは消費税であり、さらなる消費税率の引き上げ・増税へつながりかねません。

消費税を、社会保障改悪・破壊税へ、さらに戦争税へ変身させるわけにはいきません。



【お詫びと訂正】 前号5ページの記事の中で《輸入大企業には戻し税》としていましたが、《輸出大企業には戻し税》の誤りでした。訂正いたします。

設備投資は事前のご相談を！

～手続次第で納税額に差が～

平成 29 年度税制改正

中小企業向け設備投資減税（即時償却又は税額控除と固定資産税の特例）

設備投資等をお考えの皆さんに関係の深いと思われる、平成 29 年度税制改改正について注意すべき点をご説明したいと思います。

1. 中小企業経営強化税制の創設

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除制度、そして固定資産税の特例の制度が創設されました。

① 適用を受けるために必要な手続

※ この税制の適用を受けるためには、「経営力向上計画」を作成し次の事前の手続を取ることが必要となります。

下記の「制度の詳細」の、それぞれの類型等に応じ次の手続が必要です。

- (イ) 生産性向上設備（A 類型）は、「工業会の証明書」と「主務大臣の認定」
- (ロ) 収益力強化設備（B 類型）は、「経済産業局の確認」と「主務大臣の認定」
- (ハ) 固定資産税の特例は、「工業会の証明書」と「主務大臣の認定」

※ これらの手続は、最長 90 日ほどかかります。



② 「経営力向上計画」の作成

(イ) 「経営力向上計画」とは

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。

(ロ) 「経営力向上計画」の作成

「経営力向上計画」の作成には「経営革新等支援機関」注 1 が、その作成や申請のサポートを行います。

注 1 「経営革新等支援機関」は、税理士などの士業等の専門家、商工会議所、地域金融機関等です。

2. 従前の中小企業投資促進税制の期限延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（取得価額の 30%）又は税額控除（7%）「中小企業投資促進税制」は、対象資産から工具備品を除外し、上乗せの即時償却又は税額控除の措置を廃止した上で、平成 31 年 3 月 31 日まで延長されました。

当事務所は、「経営革新等支援機関」の認定を受けています。
まずは事前にご相談ください。



制度の詳細

▶ 中小企業経営強化税制（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

●制度概要……中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除※1を選択適用することができます。

※1 取得価額の 10%（資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）

	生産性向上設備（A類型・工業会証明）	収益力強化設備（B類型・経産局確認）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none">◆機械装置（160万円以上/10年以内）◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）◆器具備品（30万円以上/6年以内）◆建物附属設備（60万円以上/14年以内）◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） (70万円以上/5年以内)	<ul style="list-style-type: none">◆機械装置（160万円以上）◆工具（30万円以上）◆器具備品（30万円以上）◆建物附属設備（60万円以上）◆ソフトウェア（70万円以上）

▶ 固定資産税の特例（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

●制度概要……中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたって 2 分の 1 に軽減されます。

	固定資産税の特例（工業会証明）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none">◆機械装置（160万円以上/10年以内）◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）◆器具備品（30万円以上/6年以内）◆建物附属設備（償却資産として課税されるもの） (60万円以上/14年以内)

注意：上記の 2 つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。

中小企業庁「平成 29 年度版税制改正」パンフレットより

「法定相続情報証明制度」がスタート

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認したうえで、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。5 月 29 日から法務局でサービスが開始されています。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種手続きで、戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります（相続税申告の際は、目下従前どおり戸籍謄本等が必要です）。

(顧問先訪問)

屋 号：大塚乃 ASOとうふ
所 在 地：阿蘇市小里 792
電 話：0967-32-0447
氏 名：大塚健司
開 業：昭和 25 年



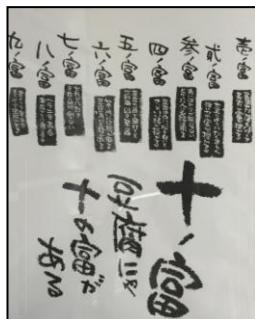
今回の顧問先訪問は阿蘇市で豆腐製造を行う「大塚乃 ASO とうふ」さんを訪問しました。大塚さんは昨年 4 月の熊本地震で甚大な被害を受け、長期間の避難生活を余儀なくされました。被災から 1 年余、熟慮に熟慮を重ねた結果、事業再開を決断されました。再開翌日の 6 月 16 日の慌ただしい中、お邪魔してお話を聞かせてもらいました。

Q：事業再開おめでとうございます。今のお気持ちを聞かせてください。

A：ありがとうございます。前日から、ほぼ徹夜で準備しています（笑）思えば、工場も家も全壊となり車中泊や仮家住まいをしながらコツコツ準備して再開にこぎつける事が出来ました。嬉しい反面、軌道に乗るのか不安な気持ちが大きいかな,,, 「待ってたよ」と言ってくれたお客様の為にもやるしかないですね。

Q：熊本地震では大変な被害を受けられました。

A：「地球の終わりなのか？」と思いました。バリバリと家が壊れる音、「地割れ」、工場前の道路の段差は 1m もなりました。怪我人がいなかつたのが不思議なくらいです。平成 24 年の九州北部豪雨では工場が水に浸かり、その後の阿蘇山の噴火もあり地元経済が冷え切っている中で今回の地震ですから「もう無理だ」と正直、思いました。



熊本地震を乗り越えて

Q：休業中のお話を聞かせてください。

A：最初の頃は何もする気力がなくて途方に暮れていました。ただ 6 年生になる娘と一緒に毎日朝ご飯を食べる事が出来たのは良かったです。それまでは豆腐屋ですから朝は早いし、夜は夜で「飲食店」（フレーバー）をやってましたので一緒にいる時間がとにかく少なかった。だから貴重な体験でした。そんな日々を過ごす中、幸い飲食店の被害は比較的少なかったので、この一部を新工場として小規模でもいいから豆腐づくりをやってみようと意欲が湧いてきました。



〈新設の工場〉

Q：今後の展望は

A：我ながらよく「立ち上がれた」と思います。皆さんに感謝です。でもホントに大変なのはこれからですね。豆腐製造の規模は以前の「半分」です、夫婦二人で仲良くやっていきたい。それから、「フレーバー」を再開したい、せっかく残せたのだから「いい店」だと思い入れもありますので頑張ります。



〈「フレーバー」店内とジューケボックス〉

編集後記：代表の大塚さんが豆腐製造に続き、再開に意欲を燃やす「フレーバー」は「ビリヤード」に「ジューケボックス」が揃う大変お洒落なバーです。DJ の経験を持つ大塚さんが長年かけて収集された「レコード」も圧巻です。場所は阿蘇内牧「はな阿蘇美」のお隣になります。
大塚さんありがとうございました！

平成28年分所得税・消費税の申告結果

売上げ伸びず、増える消費税

平成28年分の確定申告は「所得税7年ぶりに前年割れ」(熊本国税局)と報じられたように(29.6.3 熊本日日新聞)、熊本地震の影響下の申告でした。当事務所の場合、熊本地震による特需発生がごく一部にはありましたが、大勢は相変わらずの不景気・売上げ不振の状況でした。総体的には何とか前年並みを維持しながら、消費税負担だけが確実に増加していることが認められます。主な特徴は以下のとおりです。

- ① 今年から「第六種 不動産」が独立しました。業況は決して良くありませんが、消費税負担が確実に増加しました。みなし仕入れ率の縮小効果といえます。(50%⇒40%へ)
- ② 小売業・飲食業の消費税件数が減少しています。売上減少にともなう免税業者成り(課税売上が1,000万円以下となった)によると認められます。
- ③ 卸売業・サービス業の一部で、売り上げの著増や事業外所得の発生に依って納税額を大きく押し上げています。
- ④ 小売業・運輸業・サービス業・不動産業では売上減少、中でも不動産業の減少幅が大きい。建設業・製造業は健闘、所得が増加しています。

【所得税・消費税申告状況の前年対比】		28/27 (%) (件数は実数)						
事業区分		申告所得税 (%)				消費税 (%)		
		件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額
第一種	卸売業	5	100	119	278	5	92	88
第二種	小売業	24	98	93	170	10	98	97
第三種	建設・農林・製造業	165	108	127	105	82	103	109
第四種	飲食業	42	116	115	109	8	106	113
第五種	運輸・通信・サービス業	63	96	122	210	15	103	110
第六種	不動産業	95	81	92	92	6	108	114
合計		394	104	117	100	126	103	109
青白別	青色申告者	216	103	123	102	104	103	109
	白色申告者	178	107	105	97	22	106	101

所得税	28年分		27年分	
	青	白	青	白
平均	291,100	290,900	288,700	293,600
(100円未満切り捨て)				

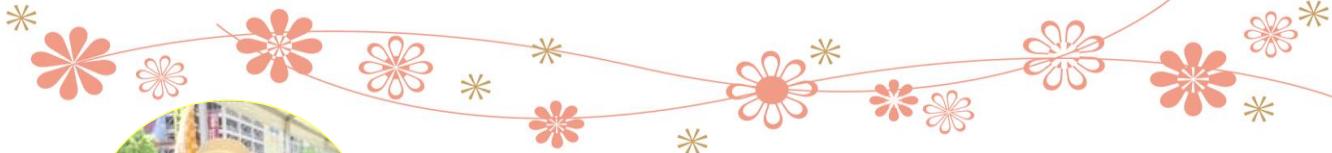
消費税	28年分		27年分	
	青	白	青	白
平均	728,600	665,400	665,400	369,100
(100円未満切り捨て)				

7/14(金)「なくそう核兵器 国民平和大行進」

真夏の恒例行事であります「国民平和大行進」に今年も田中税理士と職員3名が参加しました。

7月7日には人類史上初めて核兵器を違法化する「核兵器禁止条約」が国連で採択されたばかりです。猛暑の中ではありますがあ菊陽町から熊本市辛島公園までの長い道のりを参加者は意気高く平和を訴えながら行進しました。





新入社員からご挨拶

熊本商業高校会計科、熊本学園大学商学部を卒業し、4月に入社致しました。

面白い先輩職員に恵まれており、もちろん仕事においても非常に尊敬する人ばかりで、社会人としての第一歩をこの会社で迎えることができ、心から嬉しく思っております。

目の前のことに全力を尽くして、一日でも早く頼りになる職員になることが目標です。

まだまだ未熟ではありますが、一生懸命地道に努力し、諦めない気持ちを持って誠実に取り組んでいきたいと思います。

名 前：成瀬史歩
年 齢：22歳
血液型：O型
星 座：うお座
出 身：合志市



共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出で下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家の紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い、「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することができます。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

8月31日(木)

* 6月決算法人の確定申告期限
* 個人事業者29年分の消費税・
地方消費税の中間申告期限

10月2日(月)

* 7月決算法人の確定申告期限
10月31日(火)

* 8月決算法人の確定申告期限
11月15日(水)

* 所得税の予定納税額の減額申請
期限

11月30日(木)

* 9月決算法人の確定申告期限
* 所得税の予定納税額の納付期限
(第2期分)



お盆休 8月15日(火)

※無料法律相談のご案内

毎月10日（土・日・祝日は前後します）に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月10日(木)・9月11日(月)・10月10日(火)
11月10日(金)・12月11日(月)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。